

【 戸籍・戸籍の附票・身元証明書等 郵送請求の手順 】

① 請求書を記入する。(消せる筆記具では記入しないでください。)

- 戸籍の附票を請求する場合、氏名については、自署してください。また、親子などの関係がわかる戸籍の添付が必要になる場合があります。
(例：請求者の本籍が長崎市になく、両親、祖父母等の戸籍の附票等を申請する場合)
- 代理の方が請求する場合は、委任状を添付してください。

② 手数料を同封する。

- 郵便局の定額小為替や普通為替を同封してください。現金の場合は現金書留で送付してください。
※切手や収入印紙は、受け付けできません。
【長崎市の交付手数料】…謄本・抄本とも同額です。

戸籍・・・４５０円	除籍、改製原戸籍・・・７５０円
戸籍の附票、身元証明書、独身証明書・・・３００円 (令和８年４月１日から１通４００円になります)	

③ 返信用の封筒を同封する。(必要に応じて速達、特定記録郵便等をご利用ください。)

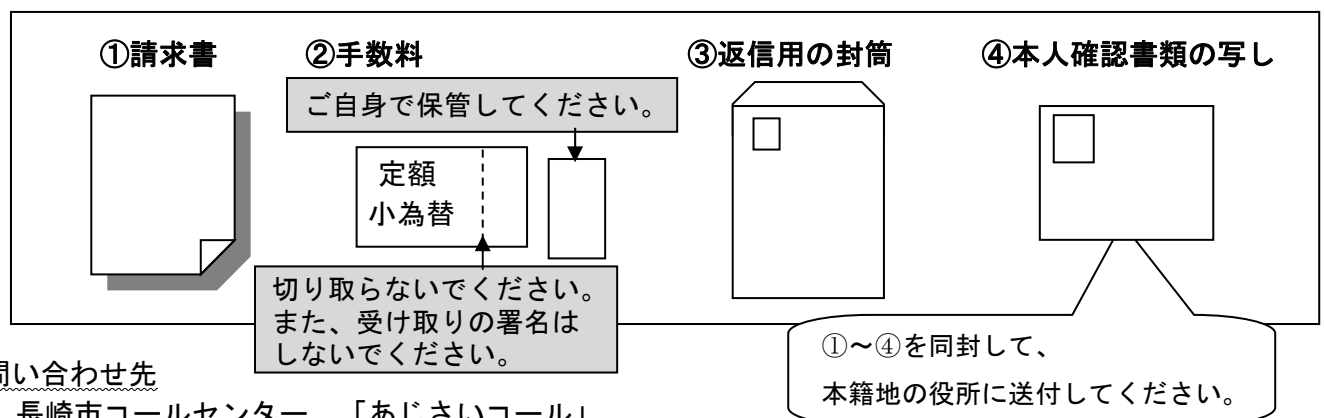
- 返送先の住所(請求者の住所登録地になります)、氏名、郵便番号を明記し、切手を貼ってください。
- 複数枚請求する場合は、切手を多めに同封してください。

④ 本人確認ができる本人確認書類の写しを同封する。

- 現住所が本人確認書類の発行者により記載されていて、請求者が本人であることを確認できる官公庁発行の本人確認書類の写しを同封してください。裏書きがある場合は、裏面の写しも同封してください。

例：マイナンバーカード、運転免許証、介護保険証

- ※ 有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限ります。
- ※ マイナンバーカードについては、個人番号が記載されている裏面の写しは不要です。
- ※ 年金手帳の基礎年金番号等はマスキングしてコピーしたものをお送りください。
- ※ 本人確認書類をお持ちでない方はお問い合わせください。
- ※ 返送先を本人確認書類の現住所により確認しますので、本人確認書類の発行者により住所が記載されていない方はお問合せください。



問い合わせ先

長崎市コールセンター 「あじさいコール」

電話：０９５－８２２－８８８８ (年中無休)

月～金：午前８時～午後７時、土日祝・年末年始：午前８時～午後５時

長崎市に請求される場合の送付先

〒８５０－８６８５

長崎市魚の町４番１号

長崎市役所 中央地域センター 証明交付係 あて

下記のものを送付願います

※消せる筆記具では記入しないでください。

提出先：()

(出生・死亡・婚姻・離婚)届・その他 () を () 月 () 日に () 役所へ提出

戸籍・戸籍の附票・身元証明書等 郵送交付請求書（例 1）

（あて先）

市区町村長

下記のものを送付願います

請求者 （あなた）	住 所	〒（***）—（****）返送先は請求者の住所登録地になります。 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号 〇〇アパート〇〇号室		
	ふりがな	ながさき はなこ		
	氏 名	長崎 華子 ※戸籍の附票については、自署が必要です。		大・昭・平 22年4月1日生まれ
	昼間の連絡先 平日 8：45～17：30 につながる電話番号	・自宅（000）—（123）—（4567） ・携帯（000）—（1234）—（5678） ・その他（ ）—（ ）—（ ） （ ）（例：職場）		
本 籍	長崎市〇〇町〇〇番			
ふ り が な	ながさき いちろう	明・大・昭・平・令 20年1月1日生まれ	本人・配偶者・子・父・母・祖父母 （ ）	
筆 頭 者	長崎 市郎			
ふ り が な	ながさき はなこ	明・大・昭・平・令 22年4月1日生まれ	本人・配偶者・子・父・母・祖父母 （ ）	
記載が必要な方	長崎 華子			
使用目的等（□には✓でチェックしてください） ☐ パスポート ☐ 年金手続き ☒ 資格取得 ☐ 廃車手続 ☐ 相続手続き ☐ その他 [氏名：]の出生から死亡まで____組 [氏名：]の出生から婚姻まで____組 [氏名：]の婚姻から死亡まで____組 [氏名：]の死亡記載があるもの____通 [氏名：]の[]記載があるもの____通 （例：婚姻・離婚・養子縁組など）				
提出先：（ 〇〇〇 ）				
必要なもの	謄 本（全部事項証明）		抄 本（個人事項証明）	
戸 籍	（ 1 ）通		氏名[]の分を（ ）通	
除 籍	（ ）通		氏名[]の分を（ ）通	
改製原戸籍	（ ）通		氏名[]の分を（ ）通	
戸籍の附票	（ ）通		氏名[]の分を（ ）通	
	☐ 本籍・筆頭者 ☐ 住民票コード ☐ 在外選挙人名簿登録情報 ※原則として省略となります。記載が必要な場合はチェック☑をしてください。			
	必要な時期・（ ）年（ ）月頃から（ ）年（ ）月頃まで 必要な住所・（ ）の記載があるもの ・（ ）の記載から、現在につながるもの ※ 戸籍の改製（作り替え）と同時に戸籍の附票も改製されていますので、住所履歴が必要な場合は附票の通数が複数になることがあります。このとき、手数料も通数分になります。			
身元証明書	氏名[]の分を（ ）通 ※本人しか請求できません。代理の方が請求される場合は、委任状を添付してください。 ※「禁治産又は準禁治産の宣告を受けていない」「後見登記の通知を受けていない」「破産の通知を受けていない」ことを証明する証明書です。			
独身証明書	氏名[]の分を（ ）通 ※本人しか請求できません。※結婚相談所に提出するなど法律上効果の生じない手続きに限ります。			

※消せる筆記具では記入しないでください。

1か月以内に戸籍の手続をされた方は記入してください。

（出生・死亡・婚姻・離婚）届・その他（ ）を（ ）月（ ）日に（ ）役所へ提出